

訪問介護及び障害者日中活動支援事業所実習における 学内演習プログラムの作成と実施報告

関口昌利、菊池小百合、永野淳子、宮入ひさ枝（佐久大学信州短期大学部）

Reporting on Program Development and Implementation of On-Campus Practice, Home-Visit Care Service and Support Office for Daytime Activities of Disabled Persons on Students Learning

Masatoshi Sekiguchi, Sayuri Kikuchi, Junko Nagano, Hisae Miyairi
(Department of Shinshu Junior College of Saku University)

要旨: 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実習施設の確保が困難となり、令和2年度の実習と令和3年度の障害者日中活動支援実習を学内演習に切り替えて実施した。新たな試みであったが、2度にわたる学内演習については、本来の実習目標を達成すること、学内で習得した知識と技術の統合を図ること等に配慮してプログラムを作成するように努めた。今回は、学内演習プログラムの内容とその実施経過について報告する。

キーワード: コロナ感染の影響、介護実習の代替プログラム、学内演習、ロールプレイ

Keywords: impact of corona infection, alternate programs of care work practices, on-campus practice, role-playing

I. はじめに

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本学でも学修方法の変更を余儀なくされ、特に介護実習については、文部科学省・厚生労働省の事務連絡に基づき、実状を踏まえて令和2年度と3年度の実習の一部を学内演習で実施するに至った。文部科学省・厚生労働省からの事務連絡には、養成施設の対応等について以下の4点が求められていた。まず1つ目は、実習中止等の影響を受けた学生と影響を受けていない学生との間に修学の差が生じることのないよう配慮すること。2つ目は、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。3つ目は、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。そして4つ目に、実習施設等の代替が困難である場合、実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を習得することとして差し支えないことが示された（文部科学省初等中

等教育局ら、2020）。

本来、介護学生が実際に利用者を受け持ち、直接コミュニケーションを図りながら生活支援の実践を学ぶのが実習のめざすところである。学内で習得した知識と技術を統合して、介護現場で実践力や判断力を養う目的のもと、介護福祉士の養成課程において実習はカリキュラムの重要な位置づけを占めている教育の場である。このたびの新型コロナウイルス拡大によって実践の現場における実習の機会が減少したことにより、本学においても新たな試みではあったが、令和2年度訪問介護実習と令和3年度障害者日中活動支援事業所実習を学内演習に切り替えて実施した。学内演習によって必要な知識と技術を学生が習得できるようプログラムを作成し実施したので、演習プログラムの内容と実施経過について以下に報告する。

II. 介護福祉教育における介護実習

1. 介護実習の意義

介護福祉士の教育における介護実習は、理論学習や演

習による応用思考の訓練とともに専門的知識や技術を体験学習のなかで統合させていく貴重な機会である。日本介護福祉士会（2004）では、介護実習の介護福祉教育における統合的な役割について次の3点を示している。

- 1) 利用者を理解し統合的・系統的に介護問題を解決できる能力と共に介護専門職としての態度を備えた学生の人間形成を目指す場である。
- 2) 学んできた知識・技術を利用者との相互関係を通して、介護福祉教育の全課程の統合的役割を目指す場である。
- 3) 学内における教育のみでは学ぶことのできない部分を現場実践によって理解を深める機会でもあり、実習を支える基礎となる学内教育と相補的役割を果たす場となる。

学生は、実習中に介護技術とコミュニケーション技術の習得に視点を置きすぎる傾向がみられる。そのため学生は実習前に、ICF（国際生活機能分類）モデルを活用して全人間的に見るべき視点を養う「介護の基本」、「介護過程」等の講義を受けることで、利用者の身体状況はもちろん、心理面や生活歴、成育歴等にも十分留意する必要があることを実習の中で利用者、施設・事業所職員から学ぶことができる。介護実習という過程の中で、さまざまなものの見方、捉え方を学ぶという姿勢を身につけることのできる場が介護実習といえる。

2. 訪問介護実習の意義

訪問介護実習の意義は、第1に「施設介護と在宅介護

の違いを知る」ことであり、第2に「在宅における個別の自己選択・自己決定に応じた介護の提供」、第3に「在宅療養を継続するための連携の方法を知る」ことにある。施設介護では、複数の職員等が連携・協力しながら、同じ時期、同じ場所で生活する利用者一人ひとりにサービスを提供する。一方、訪問介護は、通常一人の訪問介護員が単独で利用者の居宅を訪れ、利用者に対面しそれまで営んできた長年の生活の場において、その生活をサポートすることが特徴である。利用者やその家族との信頼関係、利用者本人の自立を支える援助、家族への援助や保健医療福祉の専門職との連携協働など施設実習とは異なる訪問介護の特性を学ぶことに意義がある（泉、2003）。

3. 訪問介護実習における実習施設の基準

1) 施設・事業等の要件

介護実習施設は、実習施設・事業等（Ⅰ）と実習施設・事業等（Ⅱ）に区分されている。訪問介護実習は前者の（Ⅰ）に該当する（表1）。

実習施設・事業等の種別の選定にあたっては、施設の種別に片寄らず、高齢者関係施設・事業等、障害者関係施設・事業等及び児童関係施設・事業等で多様な経験・学習ができるように配慮するように求められている（厚生労働省社会・援護局長、2008）。

2) 実習指導者の要件

実習施設・事業等（Ⅰ）の実習指導者は、介護福祉士の資格を有する者又は3年以上の介護業務に従事した経

表1. 介護実習施設・実習指導者の基準

	実習施設・事業等(Ⅰ)	実習施設・事業等(Ⅱ)
区分	利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点を置いた実習施設	一つの施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実践することに重点を置いた実習施設
基準	利用者の暮らしや住まい等の日常生活の理解や多様な介護サービスの理解を行うことができるよう、利用者の生活の場として、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業等を始めとして、居宅サービスを中心とする多様な介護現場を確保するため、介護保険法その他の関係法令に基づく職員の配置に係る要件を満たすこと以外には、特段の要件は求めない。 厚生労働大臣が別に定めるものであって、介護保険法その他の関係法令に基づく職員の配置に係る要件を満たすものであること。	一連の介護過程のすべてを実践する場としてふさわしいよう、次の要件を充たす施設。 ○厚生労働大臣が別に定める施設種別であること。 ○介護職員(常勤の介護職員)に占める介護福祉士の比率が3割以上であること。 ○介護サービス提供の為のマニュアル等や介護過程に関する諸記録が整備されていること。 ○介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。 ○介護実習に係る時間数の3分の1以上を実習施設・事業等(Ⅱ)での実習に当てること。
資格	次のいずれかの要件を満たさなければならない。 ・介護福祉士の資格を有していること。 ・介護職員として3年以上の実務経験があること。	次の要件をいずれも満たさなければならない。 ・介護福祉士として3年以上の実務経験を有していること。 ・介護福祉士実習指導者講習会を修了していること。

出典：日本介護福祉士会編（2019）. 介護実習指導者テキスト改訂版. p16より.

験のある者とされる。実習施設・事業等（Ⅱ）と比較すると要件が緩和されているとはいえ、実習生が専門性を備えた適切な介護の実践力を身につけるためには介護実習が極めて重要な役割をもつのであり、実習指導者の果たす役割も大きい。2007（平成 19）年 12 月の社会福祉士介護福祉士法改正による養成カリキュラムと介護実習の見直しの背景として、「特に、養成カリキュラムに位置付けられる実習については、実践力の高い人材を養成する上で、養成カリキュラムの中で学んだ知識・技術の活用方法や利用者やその家族とのコミュニケーション手法、多職種協働の在り方等を学ぶ非常に重要な要素となっていることから、実習指導者の要件の見直しなど、実習教育の充実を図ることとしている」（厚生労働省社会・援護局長, 2008）と示されている。介護は、時代とともに変化しており、多様な生活の場に対応できるよう、実習施設を拡大しようというねらいがあった。実習指導者は、「個々の実習生への対応だけでなく、サービス提供の確保・経営安定に向けた職員の質の担保、さらにはわが国における高齢者・障害者等への介護の質の担保および介護力の確保につながるという重要な社会的役割」（日本介護福祉士会, 2004）も担っている。

4. 障害者日中活動支援事業所実習の意義

実習施設・事業等の種別の選定について述べたように、施設の種別に片寄らず、障害者関係施設・事業等でも実習生が多様な経験・学習ができるように配慮されなけれ

ばならない。障害福祉サービスは、生活支援サービスや就労移行支援サービスのように、機能によって編成されている。日中活動支援は、常に介護を必要とする人に対して入浴・排泄・食事の介護を行う生活介護や一般企業への就労が困難な人に働く場を提供する就労継続支援などの活動を行っている。

5. 障害者日中活動支援における実習施設の基準

1) 施設・事業等の要件

訪問介護実習と同じく実習施設・事業等（Ⅰ）に区分される。

2) 実習指導者の要件

指導者の要件も訪問介護同様に、介護福祉士の資格を有する者又は 3 年以上の介護業務に従事した経験のある者とされる。

6. 本学の令和 3 年度介護実習の枠組み

令和 3 年度入学生の介護実習の枠組みは表 2 の通りである。

Ⅲ. 令和 2 年度訪問介護の学内演習

1. 目的

学内演習の目的は次の通りである。

- 1) 在宅生活を送る利用者の日常生活支援における介護福祉士の役割について説明できる。

表 2. 令和 3 年度入学生の介護実習枠組み

	実習先 (450 時間・10 単位)	単位	期別
実習Ⅰ	介護保険法 通所介護・通所リハビリ 3 日×8 時間 訪問介護事業所 3 日×7 時間 ●合計 6 日間/45 時間	1 単位 45 時間	1 年前期
実習Ⅱ	介護保険法 認知症グループホーム 5 日×8 時間 障害者総合支援法 障害者支援施設 5 日×8 時間 日中活動支援事業所 2 日×5 時間 ●合計 12 日間/90 時間	2 単位 90 時間	1 年後期
実習Ⅲ	介護保険法 特別養護老人ホーム または 介護老人保健施設 ●合計 16 日と 7 時間	3 単位 135 時間	2 年前期
実習Ⅳ	介護保険法 特別養護老人ホーム または 介護老人保健施設 ●合計 22 日と 4 時間	4 単位 180 時間	2 年後期

出典：学内演習プログラム資料より関口が作成。

- 2) 地域における多職種連携・協働が在宅生活を支援するうえで重要であることを説明できる。
2. 目標
- 本学における訪問介護実習の実習目標は次の通りである。
- 1) 訪問介護事業所の組織、運営方法について説明できる。
 - 2) 在宅生活の支援における介護福祉実践の意義と支援の内容・方法について説明できる。

表3. 学内演習スケジュール（訪問介護）

目標	演習内容・方法	日程	時間	担当
目標1	学内演習ガイダンス ・スケジュール説明及び実習目標の確認 ・記録物の確認および提出方法 ・演習の評価について ・欠席等の取扱い 訪問介護の目的と概要について【講義】	2月18日(木) 9:00～9:20 9:20～10:10	20分 50分	専任教員
目標2	訪問介護サービスの種類と特徴について ケアマネジメントと訪問介護の関係について【講義・外部講師】 ふりかえり・記録【学生】	10:20～11:50 11:50～12:10	90分	介護支援 専門員
目標1	1限目：利用できる各種制度 介護保険法・障害者総合支援法における訪問介護サービス【講義】 2限目：介護保険法・障害者総合支援法における訪問介護サービスの検索【演習】	2月19日(金) 9:00～10:30 10:40～12:10	90分 90分	専任教員 演習
目標2	要介護者の特徴について【講義】	13:00～14:10	70分	専任教員
目標1	訪問介護事業所の組織と運営について【講義・外部講師】 ふりかえり・記録【学生】	14:20～15:00 15:50～16:10	90分	法人地域 ケア科長
目標3	身体介護：移動、食事、排泄、入浴清潔保持【講義・演習 Aグループ】 生活援助：買い物、調理、清掃、洗濯、ごみ捨て【講義・演習 Bグループ】 ふりかえり・記録【学生】	2月22日(月) 9:00～15:30 15:30～16:10	320分 40分	専任教員 各グループ を3名ずつ で担当
目標3	身体介護：移動、食事、排泄、入浴清潔保持【講義・演習 Bグループ】 生活援助：買い物、調理、清掃、洗濯、ごみ捨て【講義・演習 Aグループ】 ふりかえり・記録【学生】	2月24日(水) 9:00～15:30 15:30～16:10	320分 40分	専任教員 各グループ を3名ずつ で担当
目標2	訪問介護の実際【講義・外部講師】	2月25日(木) 9:00～10:30	90分	サービス 提供責任者
目標2	訪問介護の実際【講義・視聴覚教材視聴】	10:40～12:10	90分	専任教員
目標4	在宅介護におけるネットワークシステム構築の意義と方法【講義・演習】 チームケアの目的と方法 多職種連携	13:00～14:30	90分	専任教員
目標4	地域の特性の理解 地域の特徴について【グループワーク】	14:40～16:10	90分	専任教員
目標4	地域の特性の理解 地域の特徴について【グループ発表】 ふりかえり・記録【学生】	16:20～17:30 17:30～17:50	90分	教員全員
目標5	居宅に訪問する上でのマナー 利用者・家族の尊厳の保持と個人情報保護【講義】	2月26日(金) 9:00～10:30	90分	専任教員
目標5	3限目：全体のふりかえりおよびまとめ【記録とまとめ】 4限目：発表	10:40～12:10 13:00～14:00	90分	教員全員

出典：学内演習プログラム資料より関口が作成。

- 3) 在宅生活を支援するための基本的な介護技術を身につけることができる。
- 4) 利用者を支える地域のネットワークシステムとチームケアについて説明できる。
- 5) 介護福祉士として守るべき倫理と態度を身につけることができる。

3. 実施日時

2021 (令和 3) 年 2 月 18 日(木)~2 月 26 日(金) の 6 日間。

4. 対象学生

令和 2 年度 1 年生 23 名 (男子 13 名、女子 10 名)。

5. 演習スケジュール

訪問介護実習の実習目標に基づいて、専任教員 6 名と外部講師 3 名による学内演習プログラムを作成した (表 3)。

外部講師は、実習先として予定していた社会福祉法人が運営する訪問介護事業所に派遣を依頼した。以下に 3 名の講義内容と学生が取り組んだグループ演習について紹介する。

1) 外部講師：介護支援専門員

訪問型介護サービスの種類 (訪問介護・訪問看護・訪問入浴介護・居宅療養管理指導・訪問リハビリテーション) と特徴、ケアマネジメントと訪問介護の関係、ケアプランと個別援助計画の違い、多職種連携・チーム支援の重要性について講義をした。

2) 外部講師：法人地域ケア科長

訪問介護事業所の運営主体である社会福祉法人の概要、実習予定であった同法人の 4 事業所の概要、訪問介護指定基準 (設備基準・運営基準)、身体介護と生活援助の内容、訪問介護でできないこと、医行為ではないこと、介護保険サービスと障害福祉サービスの違い、契約について講義をした。

3) 外部講師：サービス提供責任者

ヘルパーの常備・携帯物品、障害支援と家事援助の事例、障害支援と身体介護の事例、限られた時間内のサービス提供、利用者本人と家族との信頼関係、現場における新型コロナウイルス対策、要介護 4 で肺がんの事例、老夫婦世帯の事例、独居利用者の事例、多職種連携の事例について講義をした。

4) 学生のロールプレイによるグループ演習

次の事例について訪問介護サービス指示書に基づきロ

ールプレイを実施した。

- (1) 事例 1：要介護 2。立ち上がり介助・歩行見守り・お茶準備・和室掃除。
- (2) 事例 2：要介護 5 失語症、老夫婦世帯。衣類着脱・リフト移乗・簡易浴槽入浴・水分摂取・洗濯。
- (3) 事例 3：要介護 5 女性、片麻痺、半側空間無視、老夫婦世帯。衣類着脱・移乗・簡易浴槽入浴・オムツ交換・水分摂取・洗濯。
- (4) 事例 4：障害福祉サービス、頸髄損傷 C7 レベル。車いす移乗・リネン交換・掃除洗濯。
- (5) 事例 5：要介護 4、アルツハイマー型認知症、老夫婦世帯。緊急時対応 床からベッドへの移乗・ケガ体調の観察確認・多職種連携。

IV. 令和 3 年度障害者日中活動支援の学内演習

1. 目的

学内演習の目的は、障害者日中活動支援事業所 (2 日) の実習を通して、介護福祉士の役割を理解し、多職種連携協働の実践を体験的に学び、利用者の生活と地域の関わり、地域拠点としての事業所の役割、地域における生活支援の実践について学ぶことを目指すことである。

2. 目標

本学における障害者日中活動支援事業所実習の実習目標は次の通りである。

- 1) 利用者の個別性について理解できる。
- 2) 利用者・家族とのよりよいコミュニケーションの方法を学ぶ。
- 3) 職員と共に介護実践を行い、利用者の生活への影響について学ぶ。
- 4) 施設職員の構成と業務内容およびその役割について学ぶ。
- 5) 日々行った実習内容、指導内容および実習での学びを記録に残すことができる。

3. 実施日時

2021 (令和 3) 年 11 月 15 日(月)~11 月 16 日(火) の 2 日間。

4. 対象学生

令和 3 年度 1 年生 29 名 (男子 11 名、女子 18 名)。

表4. 学内演習スケジュール（障害者日中活動支援実習）

●1日目：11月15日(月)

	演習内容	担当	備考
1限 9:00～10:30	学内演習ガイダンス 障害者日中活動支援の概要説明（目的・支援内容等） ・就労継続支援A型・B型 ・生活介護 外部講師所属先の事業所概要の理解 【講義】	専任教員	90分
2限 10:40～12:10	障害者の理解 ・様々な障害に対する理解 ・障害を持つ人とのコミュニケーション ・意思決定の支援 【講義・グループワーク】	専任教員	90分
3限 13:00～14:30	障害者日中活動支援事業所の概要 【1日の流れの動画視聴】 相談支援専門員の仕事 【リモート講義・外部講師】 事例に基づいたグループワーク	所長 相談支援 専門員	90分
14:40～16:10	まとめ・記録 【学生】	専任教員	90分

●2日目：11月16日(火)

	演習内容	担当	備考
1限 9:00～10:30	障害者日中活動支援事業所の実際（各論） 行動障害のある人の生活と支援 質疑応答 【リモート講義・外部講師】	生活支援員	90分
10:40～12:10	学内演習のまとめ（A41枚に記載） 【学生】	専任教員	90分
13:00～14:00	学内演習における学びの発表 ・3グループに分かれて一人ずつ発表する。 ・司会進行、タイムキーパーは学生が役割分担する。	教員全員	60分

出典：学内演習プログラム資料より関口が作成。

5. 演習スケジュール

専任教員と外部講師による学内演習プログラムは表4のとおりである。

以下、外部講師の講義内容を紹介する。

1) 多機能型事業所所長

事業所の設立経過、運営母体の社会福祉法人の概要、多機能型事業所について、通所している利用者の要件および障害の種類について、就労継続支援B型の説明とA型との違いについて、生活介護・指定相談支援業務・地域活動支援センターの概要について、パン製造・かりん等製造・草刈りや公衆トイレの清掃・地域との交流など事業所の実際の活動について講義をした。

2) 相談支援専門員

資格と役割について、具体的には支援会議調整、計画作成とモニタリング、利用者とサービス事業所の橋渡し、予定カレンダーの作成、関係機関との情報共有、受診・入退院の同行、社会資源の情報収集等と相談支援専門員の業務のやりがいについての講義をした。

3) 生活支援員

自閉気味、多動ありの20代男性のより良い暮らしに向けた支援の実際について講義をうけた。具体的には、コミュニケーション手段としての文字カードの活用、落

ち着ける環境の整備、日課の分かりやすい伝え方、1日の活動例、他害行動とこだわりの行動への対応について講義をした。

V. 学内演習プログラムの作成を試みて

1. 学内演習のねらい

厚生労働省（2018）によると、養成課程の教育内容見直しの観点として介護実習に関しては次の3項目が示された。

1) 対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上

まず対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶことが求められた。

2) 介護過程の実践力の向上

次に介護ニーズの複雑化、多様化、高度化に対応するため、各領域で学んだ知識と技術を統合し、アセスメント能力を高めて実践力の向上を図ることが求められた。

3) 介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上

三つ目として多職種との協働の中で、介護職種としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケア

を体験的に学ぶことが求められた。

いずれも介護職の中で中核的な役割を果たし、介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できる介護福祉士を養成することが求められている。

2. 学内演習プログラムの作成をふりかえって

1) 実習目標に沿った構成

訪問介護の学内演習は、実習目標に沿って演習内容を順番に構成した。学生が、1日の講義と演習の学びを毎日ふりかえり、実習目標に沿った理解ができたかどうかを記録しやすいように配慮した。

2) 外部講師の導入

(1) 訪問介護の学内演習

実践現場で実際に事業所の職員から指導を受ける機会をもてないため、実習先に予定していた訪問介護事業所の実習指導者兼サービス提供責任者と介護支援専門員、訪問介護事業所の人員・設備・運営の指定基準等を担当する運営法人科長の3名を外部講師として招聘した。学生は対面で講義をうけることにより、その場で直接質問ができ、講師と意見を交わすことができた。単にDVDなどの映像を視聴する講義と異なり、介護現場における利用者の様子やエピソード、サービスの困難な場面などの話を聴くことができ、模擬オリエンテーションを受けている緊張感もあり、より理解が深まったと思われる。講義後の記録には、限られた時間の中で効率的にサービスを提供するための工夫、ひとりで訪問する責任の重さ、本人家族と信頼関係を構築して寄り添うことの大切さなど理解できたと記述されていた。

(2) 障害者日中活動支援の学内演習

同じく実習先に予定していた日中活動支援事業所の所長、相談支援専門員、生活支援員の3名にリモート講義を依頼した。感染拡大の懸念される状況下のため対面での講義から変更せざるをえなかったが、1日の活動の流れを収録した動画や事例の写真を活用して学生が関心を持てるような配慮があった。質疑応答では、利用者同士のトラブル、興奮して暴れる利用者、自宅に引きこもってしまう利用者、重度の障害がある利用者などそれぞれの職員の対応と留意点について質問があり、丁寧な説明と助言アドバイスをうけることができた。

3) 少人数でのグループワーク

3~4人の少人数グループによるプレゼン型のグループワークを組み入れた。学生同士で協力して与えられた課題について調べ、意見を交換し、頭の中でまとめて自分の意見を発表するという過程を体験することにより、

自主性、協調性に加えて自己効力感を高めることを目的とした。

4) 事例に基づいたロールプレイ

模擬訪問介護として5つの事例に基づいてロールプレイを実施した。事例1の場合、訪問介護サービス指示書のサービス内容・手順を身体介護、生活援助、相談助言、報告連絡の順に所要時間を設定して時間内に模擬サービスを行うものである。高齢者理解には、多角的な視点のアプローチが必要だが、利用者役の学生が高齢者になりきって忠実に再現するロールプレイは、学生側の十分な準備が必要であった。限られた時間内で訪問介護員がひとりでサービスを提供しなければならない状況を学生がイメージして演じることは難しかったようである。和室の畳と障子をホウキとハタキで掃除し、日常見慣れない2槽式洗濯機で洗濯と脱水をする体験については、高齢者の生活様式の理解に役立ったと思われる。終了後に学生から、利用者、訪問介護員、実習生の役割を交代して分担することによって、利用者の立場から利用者目線で介助を考えることができて良かったという感想が聞かれた。

障害者日中活動支援の演習では、事例に基づくグループワークのみで、ロールプレイを企画し準備する時間を設けることはできなかった。

5) 現場の様子がわかる動画の活用

日中活動支援の演習では、外部講師を依頼した事業所に2日間通い、実際の現場の様子を撮影して、個人情報に配慮したうえで編集した動画を初日の講義の中で使用した。事業所内部の設備、就労継続支援B型のそれぞれの作業の様子を中心に撮影したもので、特に地域の企業と公民館等で提携している空き缶回収作業とパンの製造、委託されている電気部品の組み立て作業の場面等を20分程度に編集した。これまで学生はボランティア活動や福祉現場における体験学習の機会が制限されていたので、障害者福祉の現場について動画を通して知ることにより、講師との質疑応答の場面でも、具体的な質問が多く出されたので、興味を持った学生の多かったことが伺われた。

訪問介護演習では、現場の様子を撮影することができなかったため、訪問介護に関する視聴覚教材DVDを使用して専任教員が講義をする形式にした。

6) グループ発表・個人発表の実施

少人数でのグループワーク実施後は、グループごとに発表させて振り返りを行った。通常の授業内でもグループワークは取り入れているが、学内演習のグループワー

クは、これまで習得してきた知識と技術を統合化し、利用者とサービス提供事業者の両方の視点から多角的にアプローチすることが必要となる。基本と応用の統合も求められる。それだけに指導する教員側にも、実務経験のほとんどない学生に対して、全体指導だけではなくきめ細かな個別指導が必要になる。

VI. まとめ

訪問介護の学内演習、障害者日中活動支援の学内演習とも、実習時間に合わせたプログラム内容で演習の時間割を進めたことにより、終了後に学生の中にはコミュニケーションのとり方、具体的な場面での援助方法などを1つひとつ細かく実践したい、体験したかったという意見も聞かれた。事前の学生に対する十分な説明と学生の準備期間も必要であった。演習中の理解不足の学生への対応も、きめ細かく十分にできなかったという課題も残った。しかしながら、外部講師を招いての講義は、実習体験はできなくとも現場の利用者の様子や家族の状況を知ることができ、介護を取り巻く様々な問題の理解に役立ったと思われる。

実習の受け入れ先が困難となり、代替策として学内演習に切り替え、そのプログラムの組み立て、構成について述べてきた。緊急時に限られた条件において学生の学修環境を整え、より良い学修機会を提供することは我々教員の使命である。今回は学内演習後の学修効果については検証できなかったもので、今後も想定される事態に備え、学内演習のメリット・デメリットを十分に教員間で検討し、学生にとってより効果的な介護実習と学内演習を目指して継続的に準備を進めていきたいと考える。

謝辞

ご協力をいただいた実習施設・事業所のみなさん、ならびに健康管理に留意して真摯な態度で学内演習に臨んでくれた学生に心より感謝いたします。

文献

- 泉順編著（2003）. 介護実習教育への提言 福祉現場との協業型実習を目指して. ミネルヴァ書房
- 厚生労働省（2018）. 「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」について. 第13回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会平成30年2月15日提出資料2
- 厚生労働省社会・援護局長（2008）. 社会福祉士及び介護福祉士養成に係る実習生の受入に関するご協力のご願いについて（依頼）（別添）社会福祉士及び介護福祉士養成に係る実習に関する基準の見直しの要点（平成20年11月11日付, 社援発第1111004号）
- 文部科学省初等中等教育局・文部科学省高等教育局・厚生労働省医政局・厚生労働省健康局・厚生労働省医薬・生活衛生局・厚生労働省社会・援護局・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（2020）. 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応について（事務連絡, 令和2年2月28日付）.
- 日本介護福祉士会編（2004）. 現場に役立つ介護福祉士実習の手引き. 環境新聞社
- 日本介護福祉士会編（2019）. 介護実習指導者テキスト改訂版.（福）全国社会福祉協議会